

第125回丹波篠山市議会6月4日会議

議会提出議案



令和6年6月4日

丹波篠山市

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源				
						国県支出金	地方債	その他	円	
2総務費	1総務管理費	財産管理費	1,650,000	1,650,000	円		1,600,000		円	50,000
2総務費	3戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	12,100,000	12,100,000		12,100,000				
3民生費	1社会福祉費	住民税均等割世帯等に対する臨時特別給付金事業	164,657,000	164,657,000		164,657,000				
3民生費	2児童福祉費	今田こども園整備事業	234,281,000	234,281,000		26,184,000	167,800,000	40,172,000		125,000
4衛生費	2清掃費	塵芥処理費	6,270,000	6,270,000				1,341,000		4,929,000
4衛生費	2清掃費	地域振興事業(土木)	9,781,000	9,781,000			8,700,000			1,081,000
6農林水産業費	1農業費	担い手支援事業	19,850,000	19,850,000		14,475,000				5,375,000
6農林水産業費	1農業費	ため池等整備事業	9,224,000	9,224,000		8,624,000				600,000
6農林水産業費	1農業費	市単独土地改良事業	3,000,000	3,000,000			2,700,000			300,000
6農林水産業費	2林業費	ふるさとの森づくり事業	464,000	464,000						464,000
6農林水産業費	2林業費	地籍調査事業	15,850,000	15,850,000		11,887,000				3,963,000
7商工費	1商工費	商工振興施設管理費	83,255,000	83,255,000			82,600,000			655,000
7商工費	1商工費	公園施設管理費	1,246,000	1,246,000						1,246,000
8土木費	2道路橋りょう費	道路維持管理費	73,910,000	73,910,000			72,100,000			1,810,000
8土木費	2道路橋りょう費	国庫補助道路整備事業	14,118,000	14,118,000		7,059,000	7,000,000			59,000
8土木費	2道路橋りょう費	市単独事業	5,633,000	5,633,000			5,600,000			33,000
8土木費	3河川費	ふるさとの川再生事業	11,505,000	11,505,000			10,600,000	905,000		
8土木費	4都市計画費	都市計画事務費	1,127,000	1,127,000						1,127,000
9消防費	1消防費	非常備消防施設管理整備費	82,507,000	82,507,000			81,900,000			607,000
10教育費	1教育総務費	スクールバス管理事業	12,827,000	12,827,000			12,800,000			27,000
		小計	763,255,000	763,255,000		244,986,000	453,400,000	42,418,000		22,451,000

令和5年度丹波篠山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				
						国県支出金	未収入特定財源		一般財源	
							円	円	円	円
10教育費	6社会教育費	中央公民館管理費	6,686,000	6,686,000		5,300,000	632,000	754,000		
10教育費	6社会教育費	文化施設管理費	3,024,000	3,024,000		2,700,000		324,000		
10教育費	6社会教育費	交響ホール管理費	68,781,000	68,781,000		68,700,000		81,000		
10教育費	7保健体育費	西紀運動公園管理費	53,020,000	53,020,000		47,700,000		5,320,000		
10教育費	7保健体育費	東部学校給食センター管理費	8,841,000	8,841,000		8,600,000		241,000		
	小	計	140,352,000	140,352,000		133,000,000	632,000	6,720,000		
	合	計	903,607,000	903,607,000	244,986,000	586,400,000	43,050,000	29,171,000		

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒井 隆明

報告第6号 令和5年度丹波篠山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 為額	左の内訳		支出負担 為予定額	翌年度繰越 額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			
								国県支出金	地方債	その他		
4衛生費	1保健衛生費	斎場運営管理費	3,443,000	円	3,443,000	円	3,443,000	円	円	円	円	高圧ケーブル等の部材について、大阪・関西万博等の需要により納期が遅れ、繰越したが、令和6年1月に発災した能登半島地震により、さらに納期の見通しが立たず、工事ができないため
合		計	3,443,000		3,443,000		3,443,000				3,443,000	

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒井 隆明

令和5年度丹波篠山市下水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要する 棚卸資産の購入 限度額	説明
						国庫補助金	企業債	繰越工事資金	当年度損益勘定 留保資金等			
1資本的 支出	1建設改 良費	①管渠費 (長寿命化)	38,434,000		38,434,000	円	21,400,000	円	34,000	円		篠山処理区 管路劣化対策更新工事
		②処理場費 (機器更新)	96,031,000	32,512,000	63,519,000		37,100,000		119,000			住吉浄化センターほか設 備改築更新工事他
		③処理場費 (汚泥集約化)	103,963,000		103,963,000		81,700,000		83,000			大山浄化センター汚泥濃 縮貯留施設機械・電気設 備工事他
合 計			238,428,000	32,512,000	205,916,000	65,480,000	140,200,000		236,000			

※ 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

令和16年6月4日 提出

丹波篠山市長 酒井 隆明

令和5年度丹波篠山市下水道事業会計予算事故繰越し計算書

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	繰越工事資金	当年度損益勘定留保資金等			
1資本的支出	1建設改良費	①処理場費(機器更新)	17,270,000		17,270,000			16,800,000	470,000			日置浄化センターNo.2水中攪拌機更新工事部品材料、調達の遅れ(大阪万博等による需要集中の影響)
	合計		17,270,000	0	17,270,000			16,800,000	470,000			

※ 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

令和6年6月4日 提出

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第5号 損害賠償の額及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和6年4月23日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決第6号 損害賠償の額及び和解について

理 由 別記事故について、損害賠償の額を決定し和解するため

令和6年5月10日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 36 号

丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年篠山市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 37 号

丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

丹波篠山市附属機関設置条例（平成 27 年篠山市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部篠山再生計画推進委員会の項を次のように改める。

丹波篠山市財政持続的発展計画 推進委員会	丹波篠山市財政持続的発展計画の推 進についての審議
-------------------------	------------------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。
別表篠山再生計画推進委員会の項中「篠山再生計画推進委員会」を「財政持続的発展計画推進委員会」に改める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第38号

丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例

丹波篠山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年丹波篠山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 39 号

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例

丹波篠山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 10 条関係）

産業廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	手数料	備考
産業廃棄物（市の処理施設へ自ら搬入する場合に限る。）	動植物性残渣	10 キログラムにつき 200 円	10 キログラム未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入する。
	廃プラスチック類 医療系感染性廃棄物	10 キログラムにつき 250 円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 市内事業所が請け負う市内の事業で排出されたコンクリート破片等埋立物については、令和 7 年 6 月 30 日までの間に限り、なお従前の例による。

令和 6 年 6 月 4 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第40号

丹波篠山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

丹波篠山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年
篠山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号」を「第43条」に改める。

第3条第2号中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改
め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 4 1 号

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年篠山市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項中「20 人」を「15 人」に、「30 人」を「25 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 2 9 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 4 4 条第 2 項及び第 4 7 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

令和 6 年 6 月 4 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第42号

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約の一部を変更する規約

兵庫県町議会議員公務災害補償組合同規約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）の一部を次のように変更する。

第3条の2第2号を次のように改める。

(2) 2以上の町の区域の全部又は一部をもって市を置いた場合における当該市の議会議員

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号」を「神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

議案第43号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、令和6年7月1日付けで事務所の位置の変更に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒井 隆 明

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように変更する。

第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

議案第44号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

記

1 譲渡する財産

土地

所在地 丹波篠山市三熊字はしこ759番1

地目 墓地

地積 124㎡

評価額 3,680円

2 譲渡の相手方

丹波篠山市三熊351番地

三熊自治会

自治会長 田口 健治

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒井 隆 明

議案第45号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

記

1 譲渡する財産

土地

所在地 丹波篠山市立金字長谷南山54番

地目 墓地

地積 793㎡

評価額 23,536円

2 譲渡の相手方

丹波篠山市立金173番地1

立金自治会

自治会長 桐山 元彦

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒井 隆 明

議案第46号

水槽付消防ポンプ自動車購入契約について

水槽付消防ポンプ自動車の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 水槽付消防ポンプ自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 33,636,210円
- 4 契約の相手方 朝来市和田山町玉置461番地
 有限会社 西垣消防器具製作所
 代表取締役 西垣雅彰

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 4 7 号

消防ポンプ自動車（CD-I 型）購入契約について

消防ポンプ自動車（CD-I 型）の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 1 年篠山市条例第 6 6 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 消防ポンプ自動車（CD-I 型）購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 2 7, 3 2 9, 6 6 0 円
- 4 契約の相手方 朝来市和田山町玉置 4 6 1 番地
有限会社 西垣消防器具製作所
代表取締役 西垣雅彰

令和 6 年 6 月 4 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 48 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のように兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、兵庫県内の全ての市町と協議する。

よって、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年兵庫県指令市振第 2297 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 17 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第49号

高規格救急自動車購入契約について

高規格救急自動車の購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年篠山市条例第66号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 高規格救急自動車購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 38,447,550円
- 4 契約の相手方 神戸市須磨区大池町3丁目1-1
兵庫トヨタ自動車株式会社
特販営業所 所長 白根浩司

令和6年6月4日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明